

# 服薬情報通知書作成等業務仕様書

## 1 委託業務の目的

本業務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）のデータを活用し、薬剤の重複・多剤服用等の疑いのある被保険者に対して服薬情報を記載した通知書（以下「通知書」という。）を送付することにより適切な服薬支援の機会を提供し、もって被保険者の健康増進及び医療費適正化を図るものである。

なお、平成31年度については、本業務を試行的に実施するため、その対象は伊丹市及び宝塚市の被保険者とする。

## 2 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) 通知書の作成

受託者は、下記ア. 及びイ. のとおり対象者を抽出し、平成31年7月1日から8月31日までの間、及び平成32年1月1日から2月29日までの間の2回に分け、合計で最大12,000通の通知書を作成し発送する。

なお、発送通数については、以下の通知対象候補者の抽出結果に応じて広域連合と協議のうえ、合計で概ね8,000通から12,000通までの間で調整するものとする。

#### ア. 通知対象候補者の抽出

受託者は、広域連合から以下の①に掲げるデータを受領・分析し、以下の②に該当する被保険者を通知対象候補者として抽出する。

なお、受託者は①のデータが格納された電子媒体を受領後、2日以内に格納データを残したままの状態を広域連合に速やかに発送し返却すること。

#### ①広域連合が提供するデータ

##### (a) 対象者を抽出するためのデータ

通知書を発送する月の3か月又は4か月前の診療年月以前の4か月分（※1）のレセプトにかかる厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様の下記のデータ（以下「レセ電コード情報ファイル」という。）。なお、各診療年月のレセ電コード情報ファイルの提供可能時期は別表1のとおりとする。

（※1）伊丹市及び宝塚市にかかる4か月分のレセプト件数は医科、DPC、調剤の合計で概ね600,000件（@150,000件×4月）である。

- ・ 医科： 21\_RECDEINFO\_MED.csv

- ・ DPC : 22\_RECODEINFO\_DPC.csv
- ・ 調剤 : 24\_RECODEINFO\_PHA.csv

(b)通知書を発送するためのデータ

以下の3ファイルとするが、詳細なレコード内容は、受託者及び広域連合の協議のうえ決定する。

- ・ 被保険者資格台帳 (CSVファイル)
- ・ 送付先情報 (CSVファイル)
- ・ 外字ファイル (KAJO\_JM.TTE)

②抽出条件

提供したレセ電コード情報ファイルの中から、以下の(a)から(c)のいずれかに該当する被保険者を抽出する。ただし、提供する4か月分のレセ電コード情報ファイルに入院レセプトがある被保険者についてはすべて抽出対象から除く。

(a)相互作用のある医薬品が処方されている

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）第52条第1項各号の規定に基づき添付された文書等の「10. 相互作用」に、臨床上注意を要する組合せとして記載された医薬品が、同じ診療年月に同一または複数の医療機関から処方されている者。

(b)薬効が重複する医薬品（注射薬除く）が処方されている

同じ診療年月に、複数の医療機関から同じ薬効の医薬品（注射薬を除く）が処方されている者。

(c)8種類以上の医薬品（内服薬）が処方されている

同一または複数医療機関から14日間以上の内服薬が8種類以上処方されている者。

イ. 通知対象者候補者の絞り込み、通知対象者の決定

受託者はア. で実施した抽出状況を広域連合に報告し、薬効、調剤日、投薬日数、医薬品の種類数、または（2回目に発送する場合は）前回の通知書発送の有無等に関する抽出条件の調整のほか、傷病名、人工透析の有無等に関する条件の変更・追加を広域連合に提案、協議する。広域連合は、受託者との協議の結果をふまえ、通知書を実際に発送する対象者を決定し、受託者に指示する。

ウ. 通知書の印刷等

受託者は、上記イ. で決定した通知対象者について、以下①から⑤のとおり通知書を作成し、発送する。

①打ち出し項目

当該通知書を発送する月の3か月又は4か月前の診療年月以前の3か月分のレセ電コード情報ファイル、及び被保険者資格台帳等に基づき、以下の項目について通知書に打ち出す。なお、これ以外にも、広域連合と協議のうえ、被保険者の服薬に関する情報について打ち出すことについては差し支えない。

- ・ 被保険者郵便番号（※2）

- ・被保険者住所（※2）
- ・被保険者氏名（※3）
- ・被保険者番号
- ・医療機関名または薬局名
- ・医薬品名、数量、回数または日数、調剤日

（※2）被保険者台帳ファイルと送付先情報ファイルを被保険者番号をキーに突合せ、送付先情報ファイルにデータが存在する被保険者については、送付先情報ファイルの送付先郵便番号及び送付先住所を打ち出すこととし、それ以外の場合は、被保険者台帳ファイルの被保険者郵便番号及び被保険者住所を打ち出すこと。

（※3）被保険者情報ファイルの被保険者本名通称名区分コードにより被保険者氏名または被保険者通称名のいずれかを打ち出すこと。

## ②通知書の仕様

- ・通知書の形式は、封書または圧着ハガキのいずれかとする。いずれの場合も用紙・封筒は受託者が用意し、封入封緘または圧着も受託者が行う。
- ・通知書のレイアウトについては、対象者が高齢者であることを配慮したものであること。
- ・通知書は、35件以上の薬剤情報が打ち出せる様式とすること。なお、薬剤情報が多く、1枚に掲載できない場合は、2枚目以降は作成せずにその旨を通知書に記載すること。
- ・印刷は4色カラー刷りとする。
- ・通知書には、本通知の趣旨及び服薬に関する啓発文等が記載できるスペースを設け、そのレイアウトや文言等については事前に広域連合と協議し、指示に従うこと。

## ③通知書の抜き取り

受託者は、通知書作成後、発送する前日までの間に、広域連合から指示のあった者の通知書を抜き取るものとする。また、抜き取った通知書は広域連合に速やかに提出する。

## ④通知書の発送

受託者は、印刷、及び封入封緘または圧着が終了した通知書を郵便局に持ち込み、発送する。

## ⑤返戻通知書の取り扱い

発送した通知書が宛先不明等を理由に受託者に返戻された場合、受託者はこれを速やかに広域連合に提出する。

## （2）効果測定

受託者は、広域連合より平成31年1月から12月診療分までのレセ電コード情報ファイルの提供を受け、平成31年7月1日から8月31日までの間に通知書を発送した者を対象に、通知書送付による効果の測定を行う。

効果測定にあたっては、服薬情報を通知したことによる医療費の適正化の効果額を推計する。効果額の推計は、受託者が効果的と思われる手法を提案し、広域連合に承認を得たうえで実施すること。

また、平成31年10月診療分までのレセ電コード情報ファイルを分析し、既に通知書を発送した者のうち、引き続き服薬に関して問題があるため通知以外の介入（薬剤師による訪問指導等）が必要であると推測される者について、その優先順位とともにリストアップし、これを平成32年1月31日（金）までに広域連合に提出すること。

受託者は、上記の医療費の適正化の効果額の推計及び介入が必要であると推測される者のリストの他に、広域連合が保健事業を実施するにあたって有益と思われるレセプトデータの分析が可能であれば、広域連合と協議のうえ、効果測定の一環として、これを報告する。

#### 4 成果物

受託者は、下表のとおり成果物を広域連合に提出する。

なお、これらの本業務にかかる成果物の著作権は広域連合に帰属する。

成果物	内容	形式	提出期限
服薬情報通知書控えデータ	3（1）ウ. ④で発送した通知書の内容を一覧表等にしたもの。	CSV形式またはExcel形式等によりデータを格納した電子媒体	通知書発送日の翌日（提出期限が土・日曜、祝日・休日の場合はその翌日）
要介入者リスト	3（2）の引き続き服薬に関して問題があり、通知以外の介入が必要があると推測される者についてのリスト	同上	平成32年1月31日（金）
服薬情報通知効果報告書	3（2）の服薬情報を通知したことにより効果があったと思われる医療費の推計額及びその積算根拠の説明資料等。	電子データ（PowerPoint形式、Word形式、Excel形式等）を格納した電子媒体及びこれを打ち出した紙文書1部	平成32年3月13日（金）

#### 5 個人情報の保護及びセキュリティ対策

受託者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年3月29日条例第19号）、別記「個人情報取扱特記事項」、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ

イ基本方針及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準を遵守し、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じなくてはならない。

これらの措置を講じるにあたり、以下の（１）から（７）の事項に留意しなくてはならない。

#### （１）情報セキュリティ等に関する計画書の提出

受託者は広域連合から最初に個人情報提供される前に、次に掲げる事項が記載された書類を広域連合に提出しなくてはならない。

- ・当業務履行場所の住所、位置
- ・受託者の通常の連絡先及び緊急時の連絡先
- ・個人情報の運搬方法
- ・運搬用の施錠可能なケースの施錠・開錠管理者
- ・上記の「３ 業務内容」で示した業務ごとの業務役割分担図（統括責任者、システム管理者、担当者等）
- ・本業務で使用する電子機器（サーバ、パソコン、ハードディスク等）の内容・構成、及び本業務で使用する個人情報の外部出力にかかる状況を記録するためにインストールしたソフトウェア等の名称
- ・個人情報の盗難や紛失などの事故が発生した場合に備えた事業継続計画書

#### （２）運搬方法

個人情報を保存した電子媒体等の搬出入及び搬送については、飛散、誤送、毀損、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じることとし、事前に広域連合に承認を得たうえで以下のとおり行うものとする。

##### ア．施錠可能なケース

受託者は施錠できる金属製のケースを用意し、これを本業務にかかる電子媒体等の受け渡しに使用すること。

##### イ．施錠・開錠管理者の指定及び施錠・開錠の記録

受託者は、上記ア．のケースの発送・受領に伴う施錠・開錠を管理する者を予め指定し、施錠・開錠に係る記録簿を作成すること。

##### ウ．配送状況の追跡

受託者は、上記ア．のケースの運搬を通信事業者による差出人及び受領人が特定でき配送状況が追跡できるセキュリティサービスが付加された配送にて行うこと。

##### エ．電子データの暗号化

広域連合と受託者の間で受け渡しを行う電子データについては、すべて暗号化を行ったうえで格納し、パスワードは別途連絡しあうこと。

#### （３）業務履行場所

本業務に係る個人情報を取り扱う部屋にはオートロック、暗証番号、電子キー、生体

認証等により関係者以外の立ち入りを禁止すること。

また、自動的に入退室者が記録される機器を設置し、入退室した者を把握できるようにすること。

#### (4) 保管場所

本業務に係る個人情報は、施錠が可能な保管庫に保管すること。

作業のため個人情報をサーバ、ハードディスク等（以下「電子機器」という。）に保存する場合、当該機器は（3）の業務履行場所同様、入退室者が管理できる施錠された部屋に設置し、移動が不可能なようにネジ、チェーン等で固定する措置を講じること。

#### (5) 電子機器の管理

- ・当該業務にかかる個人情報を保存した電子機器は外部ネットワークに接続してはならない。
- ・電子機器に個人情報にかかるデータを保存する場合は、全てパスワード等を設定し暗号化しなくてはならない。
- ・業務に必要なある場合を除き、電子機器から個人情報にかかるデータを印刷及び外部媒体に出力してはならない。これを担保するため、データの出力状況を全て記録し、この記録を契約終了または解除後3年間保管しておき、広域連合の求めがあれば提供すること。

#### (6) 立入検査等の受入れ

広域連合は、受託者の個人情報の管理状況を確認するため、年1回及び必要と認められた場合は随時、受託者の業務履行場所等へ立入検査を実施するものとし、受託者は、この立入検査に協力しなくてはならない。

#### (7) 個人情報の破棄

受託者は、契約が終了もしくは解除されたときは、本業務に使用した個人情報を以下のとおり確実に破棄すること。

- ・記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。
- ・電子機器に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- ・個人情報を破棄したときは、完全に廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、破棄又は消去の年月日が記載された書面）を広域連合に提出しなければならない。
- ・消去又は破棄に際し、広域連合から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

## 6 目的外使用の禁止

本業務の目的以外で、本業務のため広域連合が提供したデータ及び受託者が広域連合に提出するため作成したデータ等を使用・複製すること及び第三者へ提供することを禁止する。

## 7 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託することはできない。

ただし、上記3（1）ウ．の通知書の印刷、封入封緘または圧着、並びに上記5（2）ウ．による配送を除くこととし、これらの業務については、事前に広域連合から文書により承認を得た場合のみ再委託できるものとする。

## 8 費用の負担

以下の費用は受託者の負担とする。

- ・ 広域連合が受託者に提供するデータ、及び受託者が広域連合に提出する成果物等のデータを格納する電子媒体（CD-ROM等）。
- ・ 業務履行場所と広域連合事務所との間の、広域連合が受託者に提供するデータ及び受託者が広域連合に提出する成果物等にかかる運搬経費。
- ・ 電子媒体の受け渡しの運搬に使用する施錠可能な金属性のケース。
- ・ 上記の3（1）にかかる通知書の作成及び送付に要する費用。

## 9 委託料の支払い

広域連合は、受託者に対し委託料として、通知書を発送した件数の実績に単価を乗じた金額、並びに通知書の作成や効果測定に係るデータ処理等に関する一式費用の合計金額を全業務の検収確認後に支払う。

## 10 追加データの提供

受託者が効果測定するため、上記の3（1）ア．で広域連合が提供するレセ電コード情報ファイルとは別に広域連合が保有するレセ電コード情報ファイルを必要とする場合、広域連合は、これに応じるものとする。ただし、受託者は提供依頼に際して、その必要性を広域連合に十分説明し、了承を得なくてはならない。

## 11 その他

- ・ 本仕様書に基づき締結される業務委託契約の内容が履行されない状況が生じた場合や、

文書により業務改善を通知したものが一定期間過ぎても改善が図られないとき及び、個人情報取扱特記事項に記載する情報の漏えい等が発生した場合は、広域連合は契約を解除し、それによって生じた損害については受託者が賠償する責任を負うものとする。

- ・この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、広域連合及び受託者の両者がその都度協議し定めるものとする。

## 別表 1

### 広域連合から受託者へのレセ電コード情報ファイル提供可能時期

診療年月	提供可能時期
～平成30年12月	受託者から依頼があった後、概ね2週間後
平成31年1月～平成31年3月	平成31年6月上旬
平成31年4月	平成31年6月上旬
平成31年5月	平成31年7月上旬
平成31年6月	平成31年8月上旬
平成31年7月	平成31年9月上旬
平成31年8月	平成31年10月上旬
平成31年9月	平成31年11月上旬
平成31年10月	平成31年12月上旬
平成31年11月	平成32年1月上旬
平成31年12月	平成32年2月上旬